

電気事業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額） 第四条 法第二十八条の五十三第三項の政令で定める額は、一兆千八百三十億円とする。	（借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額） 第四条 法第二十八条の五十三第三項の政令で定める額は、千二百億円とする。